

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成23年9月26日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
財団法人鳥取県建設技術センター 代表理事 岡本 正文	倉吉市福庭町二丁目23	東伯郡琴浦町大字八橋地内	建設残土の処分地の造成	7.0945ヘクタール	7.0070ヘクタール	2.8592ヘクタール	平成23年9月8日から平成28年3月31日まで	平成23年9月8日